

神戸地区街路灯設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、街路灯の設置を行う自治会に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 街路灯 道路の照明設備で、電柱、灯柱及び小柱に電灯を取り付けるものをいう。
- (2) 設置費 新たに街路灯を取り付ける工事に要する費用をいう（ポール設置費を含む）。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付対象者は、自治会の代表者（以下「申請者」という。）とする。

- 2 補助の対象となる街路灯は、自治会で維持管理を行うものに限る。

(補助金の額)

第4条 街路灯設置費補助金は、事業費の2分の1以内とし、1灯あたり25,000円を限度とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 申請者は、神戸地区街路灯設置費補助金交付申請書（[様式第1号](#)）に、次の書類を添えて神戸地区住民自治協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 見積書

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請に基づき、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業完了後速やかに伊賀市街路灯設置費補助事業実績報告書（[様式第2号](#)）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 完成後の写真
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該書類の審査及び現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月24日から施行する。

様式第1号

年 月 日

神戸地区住民自治協議会
会長 様

住 所
名 称
代表者氏名
自治会
印

神戸地区街路灯設置費補助金交付申請書

年度において街路灯設置事業を実施したいので、補助金を交付されたく神戸地区街路灯設置費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円

- 2 補助事業の内容
 - (1) 設置予定場所

 - (2) 工事見積金額 円

 - (3) 着工予定年月日 年 月 日

 - (4) 完了予定年月日 年 月 日

- 4 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 見積書

年 月 日

神戸地区住民自治協議会
会長 様

住 所
名 称
代表者氏名
自治会
印

神戸地区街路灯設置費補助事業実績報告及び請求書

年度神戸地区街路灯設置費補助事業の実績を神戸地区街路灯設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 街路灯設置事業実績

(1) 設置場所 (具体的に)、受益戸数

(2) 完成年月日 年 月 日

(3) 工事費 円

2 添付書類

(1) 領収書の写し

(2) 完成後の写真

3、街路灯設置補助金請求金額

(1) 金 額 金 円

(2) 振込先

振込先	取引銀行名等	
	預金種別	
口座名称	口座記号番号	
	預金通帳名義	ふりがな